

園芸産地支援制度のご案内

市では、県との協調補助により、令和8年度に実施する気象災害に強いさくらんぼ産地形成に向けた取組や園芸農業者の収益性向上、生産基盤強化に向けた取組支援を検討しています。活用を希望される方は、下記の要望調査票にご記入いただき、添付書類と共に担当宛てご提出をお願いします。

要望調査票

氏名 または 団体名		携帯電話番号 (固定電話も可)	
住 所			
認定農業者	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない	令和8年予定 課税区分※必ず記入	<input type="checkbox"/> 本則 <input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 免税

◆要望締切 令和8年4月1日

◆提出先 JA系統出荷者：JA山形おきたま南陽支店経済担当（☎45-3005）

その他の農業者：市農林課果樹6次化推進係（☎40-0904）

1)令和8年度さくらんぼ温暖化対応技術導入推進事業

さくらんぼの次期作の高温への影響を軽減するため、高温対策に必要な設備・資材の導入を支援します。

●支援の内容

1 団体等あたり設置工事費を除く総事業費 50 万円以上の取組が要望可能です。

- ①遮光資材(上限：生産者のハウスの屋根面積)
※展張のためハウスに設置する巻き上げ機を含む
- ②白色反射シート(上限：生産者の栽培面積の1/2)
- ③散水設備
- ④井戸掘削(水量や水質の確保が確実であると認められ、かつ深さ100m以内又は費用が税込390万円以内の掘削経費のいずれかより深く掘削できる方の経費を対象)
- ⑤選果機
- ⑥冷房設備(本体及び設置工事(電気工事費を含む))
- ⑦冷蔵庫(短期間(1日程度)保冷用。冷凍機能及び長期鮮度保持機能のないもの)
- ⑧無加温・加温ハウス(作型を変更するための転換に係る資材及び設置工事費)※暖房機を含む 等

●事業実施主体

農協等、農業法人、農業者団体(3戸以上の農業者又は2戸以上の認定農業者で組織する団体)

●事業の対象品目

さくらんぼ

●補助の要件

- 事業の翌年度に成果目標「販売額又は所得額の増加」の実現が見込まれること
- 農業用ハウス設置及び資材導入の場合は、農業共済等に加入すること

○農業機械等は、動産総合保険等の保険(盗難補償・天災等の補償が必須)に加入すること

●補助金の額

○補助率 1/2以内(上限額4,500万円)

●実績報告書の最終提出期限：令和9年1月29日

<要望記入欄>

栽培品目	さくらんぼ	
事業内容		名称、数量、金額等について詳しく記入する
園地の位置		小字番地まで記入する
栽培面積		アール
受益面積		アール

【要望提出時の添付書類】

- 見積書(事業に係る資材費や施工費等が分かるもの)
- 製品カタログの写し(性能が分かるもの)
- 導入する施設の面積が分かる図面等
- 経営収支計画(様式はp.4又は市HPから)

2)令和8年度園芸やまがた産地発展サポート事業

園芸品目の産地づくりに取り組む団体等に対し支援します。

●事業実施主体

農協等、農業法人、農業者団体(3戸以上の農業者で組織する団体)、農業者(販売農家※さくらんぼ省力仕立て設備整備のみ)

●事業の対象品目

果樹、野菜、花き等の品目(県戦略、市振興品目)

●補助の要件

- 成果目標の設定及び実現が見込まれること
- 農業用ハウス設置及び資材導入の場合は、農業共済等に加入すること
- 農業機械等は、動産総合保険等の保険(盗難補償・天災等の補償が必須)に加入すること

●支援の内容

1 団体等あたり設置工事費を除く総事業費 50 万円以上の取組が要望可能です。

- ①新産地育成のための機械・資材の導入 産地生産基盤パワーアップ事業(基金事業・収益性向上対策)の対象とならない地域又は産地パワーアップ計画を作成することができない取組における機械・資材の導入を支援
- ②農業栽培用ハウス新設整備 共同利用ハウス、農地所有適格法人等のハウス、農協等のリース用ハウス等
- ③土地基盤整備等 小規模な(事業費税込200万円未満)土地基盤整備と一体的に行う苗木の導入
- ④スマート農業技術活用

内容	取扱い
環境モニタリング機器 (10万円以上/台) ※通信費は対象外	○取組主体3人以上 ○環境モニタリング機器は、1人あたり1台以上導入または所有
環境制御機 自動灌水装置、自動換気装置、ミスト噴霧装置、二酸化炭素施用装置、ヒートポンプ、暖房機等ハウス内気温制御装置等	○環境制御機器の導入は、環境モニタリング機器を導入または所有している場合に限る
草刈ロボット 自動運搬ロボット 防除ロボット	○補助金額の上限450万円/台

- ⑤気候変動対応設備等整備 大雨、大雪、強風、高温などによる気象災害等の減災を目的とした、井戸掘削や多目的防災網、小型気象観測装置の導入などを支援(さくらんぼ高温対策を除く。)

<井戸掘削>(深さ100m以内又は費用が税込390万円以内)

- ⑥省力化推進事業 さくらんぼの省力仕立て施設及び一体的に行う雨よけ施設の整備を支援
- ⑦労働環境設備整備事業 被雇用者の労働環境改善のための設備(トイレ、作業場へのエアコン設置等)の導入を支援

●成果目標

①②③④⑥の事業

- 生産コストを10%以上削減すること
- 販売額又は所得額を10%以上増加すること
- 契約栽培の割合を、10%以上増加し、かつ、50%以上の契約割合とすること

⑤の事業

- 販売額又は所得額の増加、かつ「自然災害等のリスクに備える取組計画」の作成

⑦の事業

- 販売額又は所得額の増加、かつ新たな雇用を創出すること

●補助金の額

- 補助率 対象経費の1/2以内
- 上限額 ①②③④⑤の事業：4,500万円
(草刈ロボット、自動運搬ロボット及び防除ロボット：450万円)
- ⑥の事業：1,500万円
- ⑦の事業：225万円

●実績報告書の最終提出期限：令和9年1月29日

<要望記入欄>

栽培作物		
事業内容		(詳しく記入)
園地の位置		(小字番地まで記入)
栽培面積	アール	
受益面積	アール	(記入)

【要望提出時の添付書類】

- 見積書(事業に係る資材費や施工費等が分かるもの)
- 製品カタログの写し(性能が分かるもの)
- 導入する施設の面積が分かる図面等
- 経営収支計画(様式は p.4 又は市 HP から)

3)持続できる園芸産地緊急支援事業

園芸用ハウスは資材費が大幅に高騰しており、老朽化したハウスを整備できず、営農継続を断念する動きが見られます。そこで省エネ・省力化を可能にする設備等の導入支援により生産コストの抑制と経営の安定を図るとともに機能性に優れた園芸ハウスの導入支援により、営農継続や将来の円滑な園地継承を後押しします。

●支援の内容

1 団体等あたり設置工事費を除く総事業費 50 万円以上の取組が要望可能です。

①園芸施設における省エネルギー・省力化設備等緊急支援事業

園芸施設における省エネルギー・省力化に資する設備等の導入を支援

例) ヒートポンプ、内張多層カーテン、外張被覆資材、循環扇、環境制御装置、乗用草刈機、高所作業台車 等

②共同利用施設における省エネルギー・省力化設備等緊急支援事業

共同利用施設における省エネルギー・省力化に資する設備等の導入を支援

例) 自動梱包ライン、画像選果機械、二次元コードシステム、冷蔵施設、その他選果・選別に必要な機械 等

③園芸ハウス導入緊急支援事業

保温性、採光性、強度、耐久性、作業安全性等の機能性に優れた園芸ハウスの導入を支援

●事業実施主体

①③の事業

農業者団体（3戸以上の農業者で組織する団体 ※認定農業者であれば2戸以上）、農業法人、農協等

②の事業

農協等

●事業の対象品目

果樹、野菜、花き等の品目（県戦略、市振興品目）

●補助の要件

- 成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること
- 既設の設備、機械及びハウスの使用年数が、法定耐用年数を超えていること
- 既設の設備、機械及びハウスに比べて機能向上が図られること
- 対象品目が果樹であり、経営主が65歳以上かつ後継者が決まっていない場合、新たな担い手への継承に向けて、樹園地に関する情報を市町村や農業委員会などに提供すること
- 農業機械等にあっては、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること
- ハウスにあっては、農業共済等に加入すること

●成果目標

販売額又は所得額を増加すること

●補助金の額

- 補助率 対象経費の1/2以内
- 上限額 ①③上限なし、②3,000万円以内

●実績報告書の最終提出期限：令和9年1月29日

<要望記入欄>

栽培作物		
事業内容		(詳しく記入)
園地の位置		(小字番地まで記入)
栽培面積	アール	
受益面積	アール	(記入)

【要望提出時の添付書類】

- 見積書(事業に係る資材費や施工費等が分かるもの)
- 製品カタログの写し(性能が分かるもの)
- 導入する施設の面積が分かる図面等
- 経営収支計画(様式は p.4 又は市 HP から)

《 1)~3)共通 》

【必ずご確認ください】

- この調査は事業実施を確約するものではありません。
- 期限内に事業完了することが十分に見込まれるものだけを対象とします。
- 要望後、事業の内容を変更することはできません。十分に内容を確認したうえ、要望ください。
- 補助事業で機械・施設を導入した場合、耐用年数の期間中、必要書類(農業共済や動産保険の証書の写し)等を添付のうえ、毎年3月~4月頃に実績報告書を作成・提出いただきます。

1) さくらんぼ温暖化対応技術導入推進事業は、令和9年度を目標年度とし、令和10年度分は記載不要です

2) 園芸やまがた産地発展サポート事業及び3)持続できる園芸産地緊急支援事業は、令和10年度を目標年度とするため、全ての年度分を記載してください

■ 経営収支計画

項目		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
		現状		事業実施年度		計画		目標	
事業面積(ha)			10aあたり		10aあたり		10aあたり		10aあたり
粗収入	出荷数量(t)								
	平均単価(円/kg)								
	販売金額(千円)								
粗収入計(千円)		①							
変動費	種苗費								
	肥料費								
	農薬薬剤費								
	諸材料費								
	光熱動力費								
	流通経費								
	小計								
固定費	雇人費								
	小農具費								
	修繕費								
	減価償却費	④							
	小計								
経費計(千円)		②							
差引所得(①-②)		③							
所得率(%)									

可処分金額(③+④)	⑤								
借入金支払	⑥								
差引剰余金(⑤-⑥)									

- ・「事業面積」はha単位。
- ・「出荷数量」はt単位。
- ・各項目の金額は、「平均単価」以外全て千円単位。
- ・根拠のある数値を入力すること。
- ・対象品目が複数ある場合は、品目ごとに分けた計画と、合算した計画を作成すること。